

平成 26 年度安城市市民活動補助金について（案）

1 審査員

安城市市民協働推進会議委員 15 名

※二次審査に出席できない場合は、委任状の提出をお願いします。

2 申込期間

平成 26 年 1 月 6 日（月）～ 2 月 7 日（金）

3 対象団体

安城市民活動センター登録団体

4 補助対象事業

（１）市民提案型事業 申請団体が自由なテーマで提案した市民協働によるまちづくりの推進又は様々な課題の解決に資する事業

（２）行政提示型事業 申請団体が、市が設定したテーマ又は事業に対し企画提案し、市と協働で実施する事業

※ 1 ～ 2 事業を設定事業とする予定。

5 補助金額

総額 100 万円とし、補助金額が総額を越える場合には、審査結果の順位により枠内で決定する。

（１）市民提案型事業 補助対象経費の 2 分の 1 以内、上限 15 万円

（２）行政提示型事業 補助対象経費の 4 分の 3 以内、上限 22.5 万円

※算定した額に千円未満の端数が生じた時は、その端数金額を切り捨てる。

6 補助条件

補助金の交付は、1 申請団体につき 1 年度 1 事業までとする。

※平成 26 年度において、類似する補助金等の交付を受ける事業は除く。

7 補助対象経費

報酬費（講師・専門家への謝礼）、旅費（宿泊費・交通費）、需要費（消耗品費・印刷製本費等）、役務費（通信運搬費、保険料、翻訳料等）、使用料及び賃借料

(会場使用料、機械器具の借上料等)、備品購入費(購入価格がおおむね3万円を超え、耐用年数が2年以上の備品の購入費 ※補助対象事業に不可欠とされるものに限る。)

8 無償労力提供額

事業の実施にあたって、無償で労力を提供したボランティアスタッフの延べ提供時間数に、1時間あたり500円を掛けた金額を補助対象経費に加算できるものとする。ただし、その額は補助対象経費の3分の1以内まで。

9 一次審査(書類審査)

(1) 審査項目

対象要件を満たしていることの書類審査。

(2) 一次審査(書類審査)の方法

ア 対象要件を満たしている事業は、一次審査通過とする。

イ 事務局でチェック後、審査員に郵送して意見を伺い、いただいた意見を審査結果に付けて、全ての申請者に通知する。

10 二次審査(公開プレゼンテーション審査)

(1) 審査の流れ

審査会場：安城市民交流センター2F多目的ホール

1団体につき、発表時間等は15分以内とする(プレゼンテーション7分、質疑応答5分、審査表の記入及び発表者入れ替え3分)。

(2) 審査項目

項 目	視 点
① 公共性・公益性	まちづくりや地域へ貢献できるものであるか 趣味的で対象者が極めて限られる活動ではないか
② 主体性・積極性	自主的に企画・運営・実施するものであるか 積極的に協働する姿勢があるか
③ 実現性・計画性	事業計画・収支計画の具体性・妥当性はどうか 実現可能なものであるか
④ 独創性・発展性	工夫している点はあるか 今後につながる取組みはあるか
⑤ 啓発性・PR性	市民への発信力はあるか 実施に当たってのPR方法はどうか

(3) 採点基準

採点は 1 ～ 5 点で評価する。

5 : 大変優れている

4 : 優れている

3 : 普通

2 : 劣っている

1 : 大変劣っている

(4) 審査方法

ア 審査員は、各項目 5 点満点で 1 事業につき 2 5 点満点として採点する。

イ 審査に参加した審査員の合計点数から審査に参加した審査員数で割り返して平均点を出し、平均点が 1 5 点以上の事業のうち、高得点を得た事業から予算の範囲内で補助金交付事業を決定する。

ウ 審査員が所属する団体の審査には参加できないものとする。

エ 審査の結果は、二次審査を受けた全ての申請者に通知する。

(5) 当日スケジュール (案)

平成 2 6 年 3 月 1 5 日 (土)

9 : 3 0 安城市民交流センター 2 F 会議室集合

9 : 3 5 二次審査審査方法説明

9 : 5 0 審査会場 (多目的ホール) へ移動

1 0 : 0 0 二次審査開始

1 4 : 3 0 二次審査終了 審査結果とりまとめ (会議室)

1 5 : 0 0 終了予定

※申請件数により、スケジュールは大きく変更となる可能性があります。

1 1 その他

市民活動補助金個別相談会を 2 回開催します。

第 1 回 : 平成 2 5 年 1 2 月 1 9 日 (木) 午後 1 時～午後 8 時まで

第 2 回 : 平成 2 6 年 1 月 1 6 日 (木) 午後 1 時～午後 8 時まで